

大村市政だより

監査公表 特別号

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日、10日、20日発行 ■定価1部5円
■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 森 辰 男 ■印刷所 隆文社印刷所

監査公表

大村市監査公表 第2号

地方自治法 第98条 第2項
(議会要求)並びに同法 第199
条第6項の規定による補助団体
等の監査を執行したので、その
結果を次のとおり公表する。

昭和40年11月17日

大村市監査委員 林田 安彦
同 大曲九州男

(1)監査の種類

補助団体等に対する監査並びに議
会の要求に基づく監査(大村市開
発公社の温泉開発事業について)

(2)監査の対象及び期日

大村市開発公社(6月10日、7月6日)
大村市社会福祉協議会(6月15日)

(3)監査の結果(つぎのとおり)

びにその運用状況は別表
(一)(三)に示すとおり
であり、所期の目的達成
のための運用が認められ
るのであるが、市当局と
しては、次の諸点につい
て再検討の上、公社設立
の趣旨にそった業務運営
の確立について更に積極
的な推進がなされるよう
要望する。

(ア)繰越欠損金について

公社発足以来の繰越欠
損金は四十五万一千八百
九十七円で、その原因は
本市の施策としての決定
に基づき公社の業務遂行
がなされた結果(買却用
土地の取引量及びその保
有期間は市によって決定
される。)によるもので
やむを得ないものと認め
られる。

した業務運営は望まれず
欠損金の処理については
何らかの形において本市
の財政的援助措置が必要
と認められること。
(イ)購入土地の価格決定方
法について
売却用土地の購入は市
長の依頼により行なわれ
ており、その購入価格に
ついての指示はないが、
市有予定地とし購入され
るものであるから購入土
地の評価決定についてあ
らかじめ市長の承認を受
ける等の必要性が認めら
れること。

財団法人

大村市開発公社

一、概要

本公司は、本市の総合
開発振興計画に基づき決
定された諸計画の実施に
必要な諸用地の取得、造
成、管理、処分及びこれ
に伴うあつ旋並びにそ
の目的達成に必要な事業
を行なう公共的な実施機
関として設立されたもの
である。

公社の業務運営は基本
契約並びに資金その他の
関係から寄附行為によつ

て与えられた目的に従っ
て公社が独自に事業を計

画し、実施する余地はほ
んどなく、本市の依頼
または委託等により具体
的に目的を与えられ、こ
れらに基づいて業務を遂
行しているものであり、
法的には本市とは全く別
個の公益法人ではあるが
本市の施策推進のための
二次的公共団体としてそ
の存立意義が認められる
ものである。

ものである。

二、事業経営の状況

について

公社の事業資金の大部
分は本市の損失補償契約
(限度額八千五百万円)
に基づいて公社が金融機
関より借り入れた資金に
よってまかなわれてお
り、経営概況、借入金並

また公社の存立目的か
ら見て、その事業収入源
は、本市の方針によって
増減を左右されるものが
大部分を占めており、公
社自体の経営努力だけで
確保できるものではない
ので、独立採算を建前と

決定について
公社の事業資金につい
ては、公社の要請により
市当局がこれに必要な損
失補償の限度額の決定手
続きをとつているが資金
量、資金運用等について
不円滑な点が認められる
のでむしろ市当局が市の
長期事業計画に基づいて
公社の毎事業年度の事業
量を定め、これに要する
事業資金の借り受けに必

(111)をこけてたぬろ

(表 1) 試算表 (昭和40年7月6日現在)

科目	借方	貸方	備考
機械及び装置	10,624,825円		モーターグレーダー及びブルドーザー
電話加入権	10,300		
その他無形資産	1,730,000		温泉開発関係 730,000円 自動車庫庫分 1,000,000円
投資有価証券	97,000		電話債
その他投資	100,000		不動産取引予託金
売却用土地	62,999,304		
現金及び預金	5,000		
普通預金	3,899,555		
当座預金	19,285		
定期預金	2,000,000		
定業未収金	57,902		
仮払金	3,510,900		温泉開発関係貸付金 3,130,000円 登録税 204,200円 交換金立替分 176,700円
一時預り金		80,000	
機械及び装置減価償却引当金		1,444,500	
証書借入金		13,150,000	
手形借入金		64,150,000	
未払金		6,702,200	機械代 6,426,000円、機械修理代 226,600円、土地代 49,600円
自己基本金		2,000,000	
繰越欠損金	451,897		38年度 41,272円、39年度 410,625円
土地売却代		3,444,240	
受取手数料		66,797	土地あわせん手数料
受託料		952,831	ブルドーザー、トラクター、グレーダー使用料
受取利息及び配当金		42,000	定期預金利息
土地売却原価	3,315,268		
総務費	1,014,200		
支払利息	2,197,132		
合計	92,032,568	92,032,568	

(表 2) 借入金の目的別使用状況 (昭和40年7月6日現在)

目的別	金額
購入土地	62,949,704円
温泉開発	3,860,000
グレーダー、ブルドーザー	2,754,325
その他	3,440,234
現金及び預金	3,843,840
欠損金	451,897
計	77,300,000

※車庫 1,000,000円 投資 197,000円 登録税 204,200円
借入金利息 1,852,034円 電話加入権 10,300円
交換金立替分 176,700円

(表 3) 借入金の状況 (昭和40年7月6日現在)

借入先	借入金額	借入期間	備考
十八銀行	3,000千円	40. 4. 30 40. 7. 15	手形借入
〃	1,000	40. 8. 5	〃
〃	8,150	40. 5. 31 40. 8. 20	〃
〃	1,000	40. 5. 31 40. 8. 20	〃
親和銀行	1,000	40. 5. 15 40. 8. 5	〃
〃	8,150	40. 5. 31 41. 2. 28	証書借入
〃	5,000	40. 6. 30 40. 9. 30	〃
大村市農協	7,000	40. 4. 28 40. 7. 16	手形借入
〃	25,000	40. 6. 8 40. 8. 26	〃
〃	8,000	40. 6. 8 40. 8. 26	〃
〃	10,000	40. 6. 8 40. 8. 26	〃
計	77,300		

要な市の損失補償限度額
の決定手続きをとること
が市の施策推進の上から
も必要と史料され事業資
金調達の円滑を期するた
めには、市当局の適切な
援助が必要と認められる
こと。

三、温泉開発事業に
ついて
温泉開発事業は、公社
が昭和三十八年九月、株
式会社国際測地研究所と
温泉開発委託契約を締結
し、工期昭和三十九年五
月末日まで、概査費五十

万円、精査費三百万円、
本ボーリング工事費七百
万円とし、いずれも温泉
開発成功時(概査費につ
いては概査終了時)に支
払義務を生ずる旨の約定
のもとに本事業が開始さ

その後工期を延長し工
事を続けたが、昭和三十
九年十一月に至っても成
功せず、同月前記契約を
更改し、工期昭和四十年
一月末日まで、温泉開発
成功時に公社は成功報酬
として一千万円、湧出量

が規定量をこえた場合は
成功報酬のほか報償金を
支払うものとし、本ボー
リング工事が続行された
のである。
しかしながら、工期の
延長期限昭和四十年四月
末日に至っても契約に定
められた事業成功の確認
ができず、六月十四日公
社は温泉開発不成功とし
て該契約を解除し今日に
至っている。
一方公社は本事業開始
以来五回にわたり会社の
要請により事業資金とし
て総額三百五十万五千八
百九十二円の融資を行な
っていたのであるが、昭和
三十九年六月一日事務整
理のため、借用証書(金
額三百十三万円、支払期
日昭和四十年一月十五日
利息日歩二銭五厘)によ
り公社に貸し付け、これ
により既存の融資金を精
算しており、更に公社は
債権確保のため昭和三十
九年十一月四日前記貸付
金につき債務承認並びに
支払契約公正証書を作成
し、これに基づき契約不

履行等の場合はいつでも
強制執行ができる体勢を
整えたのである。
その後公社としては温
泉開発委託契約の解除に
伴ない貸付金の回収措置
について再検討した結
果、公社より約束手形八
枚(総額三百五十七万四
千二百二十円、支払日昭和
四十年九月から四十一年
三月までの各月末日)を
上記貸付金(利息を含
む)の返済金の代りに受
け取り、貸金債権を消滅
させ手形債権に切りかえ
ている。
この公正証書は契約不
履行等の場合の即時強制
執行の利益を主たる目的
として作成したものであ
るから、ことさらにその
利益を自ら放棄したこと
は妥当の措置とは言いが
ない。なお、公社におい
ては、既存湧出口の活用
について検討中であるが、
今後の市の方針に従って
善処するとともに、手形
債権の確保についても最
善の努力を要望するもの
である。

(表1) 年度別補助金支出状況

一般事業運営費補助		福祉資金貸付金の資金補助		心配ごと相談所補助	
年度別	金額	年度別	金額	年度別	金額
35	130,000円	32	100,000円	37	180,000円
36	309,500	33	230,000	38	120,000
37	180,000	34	230,000	39	80,000
38	300,000	38	300,000	—	—
39	300,000	39	300,000	—	—
合計	1,219,500	合計	1,160,000	合計	380,000

(表2) 昭和39年度 一般会計予算執行状況

取 入 の 部			
科 目	予算額	収入済額	備 考
財産収入	16,000	11,150	預金利子
会 費	20,000	16,200	
共募配分金	270,000	279,600	
交 付 金	328,000	326,900	県社協交付金26,900円、市交付金300,000円
委 託 費	120,000	120,000	県社協協力互助共助委託費40,000円、市心配ごと相談委託費80,000円
寄 附 金	460,000	582,955	一般寄附金204,177円歳末たすけ合い寄附金378,778円
借 入 金	1	0	
雑 収 入	501	5,531	
繰 越 金	193,261	193,261	
繰 入 金	20,500	16,355	福祉資金より4,843円、更生資金より1,252円、手数料10,260円
合 計	1,428,263	1,551,952	
支 出 の 部			
科 目	予算額	支出済額	備 考
会 議 費	35,000円	30,794円	各種会議費
事 務 費	667,151	672,502	人件費517,725円旅費41,305円 交際費15,650円 需用費36,925円 諸費60,897円
社会福祉費	566,400	530,181	児童福祉費50,400円 母子福祉費30,000円 母子生活困難者慰問費312,148円 盲人福祉費10,000円 各施設慰問費22,296円 貸付調査費31,400円 更生資金貸付調査費27,800円 その他46,137円
事 業 費	125,833	134,790	共同作業所管理費1,200円 民生委員更生相談業務研修費40,295円 心配ごと相談所運営費93,295円
予 備 費	33,871		
合 計	1,428,263	1,368,267	

(表3) 一般会計貸借対照表(昭和40年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
(基本財産)	円	基 本 金	200,000円
定期預金	200,000	積 立 金	30,000
(運用財産)		運 用 基 金	131,082
定期預金	30,000	繰 越 金	183,685
普通預金	104,085	未 払 金	200,000
未 収 金	279,600		
器 具 備 品	78,810		
建 物	52,272		
合 計	744,767	合 計	744,767

大村市社会福祉協議会

一、概 要

本会は、大村市内における社会福祉のための事業の能率的運営と組織的活動を促進し、社会福祉の増進を図る目的をもって昭和三十一年に発足し、昭和三十六年六月に社会福祉法人となったもので

あり、事務所を大村市役所内にもうけ、生計困難者に対する無利子の福祉資金の貸し付け、生活相談(心配ごと相談所)及び民生委員、児童委員、保護司等社会奉仕者の連絡並びに育成等種類の事業を実施している。

二、事業等執行状況について

(1) 一般会計について
昭和三十九年度一般会計の予算執行状況は表二のとおりで、収入については、予算額百四十二万八千二百六十三円に對し、収入済額は百五十五万九千九百五十二円で一〇八、六六%の執行率を示し、一方支出額は百三十六万八千二百六十七円と執行率は九五、八〇%となっており、収入、支出差引額十二万三千六百八十九円が翌年度へ繰越されていく。

(2) 福祉資金貸付金について
昭和三十九年度における福祉資金貸付金の収支状況は表四のとおりとなっており、当年度に貸し付けた総額は、百七万二百円で、一方償還額は百二十二万五千九百五十円となっており。

当該貸付金の昭和三十九年度末における貸付残高は百三十八万二千三百五十円で年度別及び資金別の状況は表五のとおりとなっており、資金総額二百九万八千五百二十五円に對して貸付率は六五、八七%でかなりひくく七十一万六千七百七十五円の繰越金を生じているが、これについては、当該資金の一人当りの貸付限度額が低いために、貸付希望者が少ないことによるものであるとの見解から昭和四十年より貸付限度額を資金種別ごとにそれぞれ約一、五〜二倍に

(表6) 年度別貸付償還状況

区分	貸付額	償還額	残額
31年度	17,000円	16,800円	200円
32	57,000	54,500	2,500
33	247,800	231,150	16,650
34	469,600	428,750	40,850
35	397,500	365,150	32,350
36	559,850	505,650	54,200
37	965,800	777,800	188,000
38	1,115,200	640,450	474,750
39	1,070,200	551,500	518,700
生活資金貸付 (母子家庭世帯) (障害世帯)	—	—	54,150
計	4,899,950	3,571,750	1,382,350

(表4) 福祉資金収支状況 (昭和40年3月31日現在)

収入の部			支出の部		
項目	予算額	収入済額	項目	予算額	支出済額
償還金	1,363,200円	1,125,950円	事務費	26,000円	17,152円
県補助金	150,000	78,000	社会福祉 貸付金	1,942,101	1,078,200
市補助金	150,000	300,000			
寄附金	1	3,525			
繰越金	278,900	278,900			
雑収入	26,000	17,161			
計	1,968,101	1,801,536	計	1,968,101	1,087,352

(表5) 年度別貸付残高状況 (昭和40年3月31日現在)

資金別 年度別	生業	支度	家屋	医療	葬祭	助産	生活	計
31年度	0円	0円	0円	0円	0円	0円	200円	200円
32	2,000	0	0	0	0	0	500	2,500
33	5,000	1,750	0	0	0	0	9,900	16,650
34	12,150	10,350	7,450	0	0	1,500	9,400	40,850
35	15,000	8,100	0	0	0	2,150	7,100	32,350
36	30,000	15,000	0	0	0	1,000	8,200	54,200
37	94,000	10,000	12,000	4,900	0	3,000	64,100	188,000
38	107,000	28,700	40,000	17,500	0	0	281,550	474,750
39	270,000	76,500	37,000	37,000	3,000	0	95,200	518,700
生活資金貸付 資金残高	—	—	—	—	—	—	54,150	54,150
計	535,150	150,400	96,450	59,400	3,000	7,650	530,300	1,382,350

(表7) 各地区生活資金貸付状況

地区名	貸付資金額	貸付額	貸付資金残
三浦	4,000円	0円	4,000円
鈴田	6,200	2,700	3,500
大村	307,750	306,000	1,750
西大村	134,600	131,650	2,950
竹松	43,750	24,800	18,950
萱瀬	14,000	9,000	5,000
福重	11,000	2,000	9,000
松原	9,000	0	9,000
計	530,300	476,150	54,150

(表8) 昭和39年度相談経過別取扱件数調

相談種別	相談経過別									合計
	生活に よる相談	家庭不和 による相談	職業に 関する 相談	児童母子 による 相談	老人に 関する 相談	世帯等に 関する 相談	健康医療 に関する 相談	結婚に 関する 相談	その他 相談	
取扱実件数	7	15	8	4	—	13	1	—	36	84
相談	3	3	3	—	—	6	1	—	21	37
結果	—	1	4	2	—	—	—	—	3	10
内取	1	—	—	—	—	—	—	—	—	3
果	3	11	1	2	—	7	—	—	10	34

(表9) 世帯更生資金貸付件数及び貸付額 (昭和39年度)

資金の種類	件数	金額
生業資金	36件	2,900,000円
修学資金	4	196,000
住宅資金	11	1,030,000
療養費	6	245,000
合計	57	4,371,000

引き上げる措置がとられ
ている。
(3) 心配ごと相談所につ
いて
心配ごと相談所は第二
種社会福祉事業として、
昭和三十七年度より開設
されたもので市民の生活
上のあらゆる心配ごとの
相談に応じ適切な助言指
導を行なっている。
なお、昭和三十九年度

の相談取扱状況は表八の
とおりである。
(4) 世帯更生資金貸付等
について
(イ) 世帯更生資金の委託
貸付状況について
世帯更正資金について
は県社会福祉協議会の委
託により貸付事務の取次
を行なっており、昭和三
十九年度における貸付状
況は表九のとおりである

(ロ) 職員退職手当積立金
については、特別会計を
もうけ処理されているが
当年度においては二万六
千三十六円の積立がなさ
れており、昭和三十九年
度末現在積立額は七万三
千二十一円となっている
(ハ) 特別会計として経理
されている福祉資金欠損
補てん積立金については
当年度二千六百十五円が
積立てられ、一方七千九
百円が福祉資金の欠損補
てんに支出されており、
昭和三十九年度末現在四
千八百八十七円の積立額
となっている。

× × ×